

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		
主管課	都市計画課		
根拠法令等	地方自治法(昭和22年法律第67号) 都市計画法(昭和43年法律第100号)		
【改正の概要】			
「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく権限移譲 都市計画法に基づく開発の許可等に係る事務の権限を松前町へ移譲する。			
項	現行法		改正後
	移譲事務	移譲先	移譲先
50	開発行為の許可に関する事務等	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市	<u>松前町を追加</u>
51	開発行為の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務等	伊予市、東温市、上島町、久万高原町、 <u>松前町</u> 、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町	<u>松前町を削除</u>
施行日	令和7年10月1日		
【その他参考事項】			